

(11) 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を取得する方法

ア 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関を卒業等又は医師免許を有している場合（施行規則第64条第1項）

免許状の種類・教科		基礎資格	
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	理療	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。 医師免許を受けていること。
		理学療法	下表に掲げる科目の単位を計26単位以上修得していること。
		音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。
		特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。
	二種免許状	理療	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成課程の理療科に1年以上在学したこと。
	理学療法	下表に掲げる科目の単位を計16単位以上修得していること。	
	音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと。	
	特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと。	

免許状の種類		自立教科教諭 一種免許状(理学療法)		自立教科教諭 二種免許状(理学療法)	
最低修得単位数		2		2	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2		2	
視覚障害者に関する教育の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8	1	4
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1	
視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5		3	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3		3	

イ 上級の免許状を取得する方法

特別支援学校自立教科教諭の二種免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者が、それぞれ上級の免許状の授与を受けようとする場合には、次の表の定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(施行規則第64条第2項)

授与を受けようとする免許状の種類	有することを必要とする免許状		最低在職年数	最低修得単位数							
				特別支援教育領域に関する科目		教科に関する科目		計			
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	二種免許状	理療	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目		3	理療に関する科目	7	10	
				特別支援教育領域に関する科目							
			理学療法	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目		3				3
				特別支援教育領域に関する科目							
			音楽	10							
	理容	10									
	特殊技芸	10									
	二種免許状	臨時免許状	理療	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目		4	理療に関する科目	9	15	
					特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2				
			理学療法	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目		4				6
					特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2				
			音楽	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目		4	音楽に関する科目	4	10	
特別支援教育領域に関する科目					心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2					
理容			5								
特殊技芸	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目		4	美術、工芸及び被服のそれぞれに関する科目	4	10				
		特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2							

備考

- 1 理療の教科について普通免許状の授与を受ける場合は、医師の免許を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有していなければならない。
- 2 理学療法の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、理学療法士の免許を有していなければならない。
- 3 理容の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、理容師又は美容師の免許を有していなければならない。
- 4 最低在職年数は、有することを必要とする免許状を取得した後の在職年数でなければなりません。
- 5 最低修得単位数は、有することを必要とする免許状を取得した後、大学、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関又は文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得するものとする。
- 6 「特別支援教育に関する科目」の単位は、授与を受けようとする免許教科に応じ、それぞれ視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育を中心として、修得するものとする。